

# 教育カードローン

2024年9月2日現在

|              |   |
|--------------|---|
| 1. 商品名       | 教育カードローン  |
| 2. ご利用いただける方 | 当金庫の営業地域内に居住あるいは勤務（営業）し、「日本国籍を有する者」、または在留資格が「永住者」「特別永住者」である方で、以下の条件を全て満たす方<br>① ご子弟等が学校等に就学中または就学予定である方<br>② 年齢が満20歳以上の方<br>③ 安定継続した収入のある方<br>④ 一般社団法人しんきん保証基金（以下「しんきん保証基金」という）の保証が得られる方<br>⑤ 反社会的勢力に該当しない方       |
| 3. お使いみち     | お申込人のご子弟・孫・被扶養親族の就学にかかる学校等への納付金および就学にかかる付帯費用  |
| 4. ご融資形式     | ① 対象のご子弟等が就学中または就学予定<br>当座貸越<br>② 対象のご子弟等が卒業後<br>証書貸付   |
| 5. ご融資金額     | 【当座貸越】<br>50万円以上300万円以内（10万円単位）<br>【証書貸付】<br>ご卒業時の当座貸越の貸越元金残高と最終利済日以降の貸越利息を加えた金額の範囲内（1万円単位）   |
| 6. ご契約期間     | 【当座貸越】<br>5年以内（1年更新）<br>※ 卒業予定年の3月10日を貸越期限とし証書貸付へ切替します。<br>※ 医学部・薬学部等の6年制大学等、在学予定期間が4年を超える場合は、7年以内<br>【証書貸付】<br>3ヶ月以上10年以内  |
| 7. ご融資利率     | 変動金利型とし、当金庫所定の利率を適用します。<br>・ 当金庫が定めるのとしん長期基準金利を基準に、当座貸越期間中は毎月見直し、即日新金利が適用になります。証書貸付期間中は毎年4月1日と10月1日（基準日）に見直し、基準日の翌日以降最初に到来する約定返済日の翌日から新金利が適用になります。<br>・ 最新のご融資利率については、当金庫の本支店窓口へお問い合わせいただくか、またはホームページをご覧ください。     |
| 8. ご返済方法     | 【当座貸越】<br>① ご子弟等の卒業時（証書貸付への切替）までは、元金のご返済は据置となり、毎月10日（休業日の場合は翌営業日）に1ヶ月分のお利息を返済用口座から自動引き落としいたします。<br>② 元金はATM、窓口で任意でご返済することも可能です。<br>【証書貸付】<br>毎月元利均等返済<br>※ 元金返済の据置はできません。<br>※ お借入金額の50%以内につき6ヶ月ごとのボーナス返済併用も可能です。 |
| 9. お利息の計算方法  | 【当座貸越】<br>毎日の最終残高ついて、付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算をします。<br>【証書貸付】<br>付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算をします。   |
| 10. ご返済額     | 当金庫の本支店窓口やホームページでご返済額の試算ができます。  |

|                   |   |
|-------------------|---|
| 11. 保証人・担保        | しんきん保証基金が保証しますので必要ありません。  |
| 12. 保証料           | しんきん保証基金への保証料が必要となりますが、ご融資利率に含まれていますので別途お支払の必要はありません。   |
| 13. 手数料           | <p>【当座貸越】</p> <p>必要ありません。</p> <p>但し、カードを再発行する場合は、当金庫所定の手数料が必要となります。</p> <p>【証書貸付】</p> <p>条件変更をされる場合には当金庫所定の手数料が必要です。</p>  |
| 14. ご用意いただくもの     | <p>① 返済用普通預金口座（総合口座）のお届け印</p> <p>② ご本人確認書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運転免許証をお持ちの方<br/>運転免許証</li> <li>・ 運転免許証をお持ちでない方<br/>個人番号カード、健康保険証、パスポート、顔写真付住民基本台帳カード、運転経歴証明書のうちいずれか</li> </ul> <p>※ 健康保険証をご提示の場合は、他に住民票抄本や公共料金の領収書等もご用意ください。</p> <p>㊟ 日本国籍以外の方は本人確認書類に加え、下記の書類をご用意ください。<br/>在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書等</p> <p>③ 年収確認書類（ご融資金額 100 万円以下は不要）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給与所得者の方<br/>公的所得証明書、源泉徴収票</li> <li>・ 自営業者の方<br/>公的所得証明書、確定申告書</li> <li>・ 年金受給者の方<br/>年金振込通知書、年金額改定通知書、年金決定通知書</li> </ul> <p>④ 就学確認書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 合格通知書、在学証明書、学生証 等</li> </ul>   |
| 15. 苦情処理措置・紛争解決措置 | <p>&lt; 苦情処理措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引店または事務管理部（9 時～17 時、電話：0767-52-3450）にお申し出ください。</li> </ul> <p>&lt; 紛争解決措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金沢弁護士会（電話：076-221-0242）、福井弁護士会（電話：0776-23-5255）、富山県弁護士会（電話 076-421-4811）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記事務管理部または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）、北陸地区しんきん相談所（9 時～17 時、電話：076-261-2836）にお申し出ください。</li> <li>・ また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</li> <li>・ なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫事務管理部もしくは全国しんきん相談所、北陸地区しんきん相談所にお問い合わせください。</li> </ul> |
| 16. その他           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ お申込みに際しては、事前の審査をさせていただきます。審査結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承下さい。</li> <li>・ 審査過程でご提出いただきました書類等はご返却いたしませんので、あらかじめご了承下さい。</li> <li>・ 金融情勢の変化などにより内容を変更・中止させていただく場合があります。</li> <li>・ その他の詳細については、当金庫の本支店窓口へお問い合わせください。</li> </ul>  |